

プロジェクト 適用後レビュー

項目 適用後レビューの進め方

本資料の目的

1. 適用後レビューに関して、企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則（以下「適正手続規則」という。）では次のとおり定められている。

（適用後レビューの目的）

第 26 条 委員会は、重要と認められる新規の企業会計基準等の開発及び既存の企業会計基準等の改正を行ったときは、投資家、財務諸表作成者、監査人に与えた影響を評価する目的で、適用後レビューを実施しなければならない。

（適用後レビューの手法及び実施時期）

第 27 条 適用後レビューは次から構成される。

① 新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正の実施状況のモニタリング

新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正の定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を委員会にて判断するものをいう。

② 新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正の適用状況の評価

新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正の適用が与えた影響を評価するものをいう。

2 適用後レビューは次の時期から開始する。

① 新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正の実施状況のモニタリング

原則として、新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正が公表された日から開始する。

② 新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正の適用状況の評価

原則として、新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正が適用された後、2 年後から開始する。

2. 本資料は、適用後レビューのうち、適正手続規則の第 27 条第 1 項②に定められている適用状況の評価について、次の事項を審議することを目的としている。

- (1) 評価対象とする企業会計基準等¹の選定方針
- (2) 評価対象とする企業会計基準等の選定
- (3) 評価対象として選定された企業会計基準等の適用状況における評価項目と評価プロセス

評価対象とする企業会計基準等の選定方針

(適正手続規則の定め)

3. 評価対象とする企業会計基準等の選定に関連して、適正手続規則では次のとおり定められている（下線は ASBJ 事務局による追加）。

(適用後レビューの目的)

第 26 条 委員会は、重要と認められる新規の企業会計基準等の開発及び既存の企業会計基準等の改正を行ったときは、投資家、財務諸表作成者、監査人に与えた影響を評価する目的で、適用後レビューを実施しなければならない。

(ASBJ 事務局の分析)

適用後レビュー（適用状況の評価）の選定に関する判断軸

4. 上述のとおり、適正手続規則第 26 条では、重要と認められる新規の企業会計基準等の開発及び既存の企業会計基準等の改正を行ったときに適用後レビュー（適用状況の評価）を実施することを求めているが、どのような場合に「重要と認められる」ものに該当するかについて詳細に定めていない。このため、次項以降では「重要と認められる」に関する要件について検討を行う。
5. 一般的に、企業会計基準等の影響を考える場合、(1) どれだけ広範な会社に影響するか（広範さ）と(2)意思決定関連性に与える影響度（意思決定関連性）の 2 軸で検討することが考えられる。すなわち、(a) ほとんどすべての企業に関連する会計基準と (b) 特定の業種に属する企業のみに関連する会計基準とを比較した場合、(a) の会計基準の方が「重要と認められる」と考えられる。また、投資収益率などの財務比率やアナリストによる損益予測の改訂など、企業価値の推定を通じた投資家による意思決定に積極的な影響を与える

¹ 企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告をいう。以下同じ。

ような新規の企業会計基準等の開発又は既存の企業会計基準等の改正については「重要と認められる」と考えられる。

6. 前項を踏まえて適用後レビュー（適用状況の評価）を行う会計基準等の選定において、「広範さ」と「意思決定関連性」の2軸で「重要と認められる」かどうかの評価を行うことが考えられる。さらに、具体的な選定においては、各会計基準等の相対的な重要度を識別するために、「広範さ」と「意思決定関連性」を3段階（高・中・低）で評価することが考えられる。
7. その結果、「広範さ」と「意思決定関連性」が「高」と評価されるものについては、いずれの観点からも「重要と認められる」と考えられることから、適用状況の評価対象として選定することが考えられる。また、いずれかが「高」でもう一方が「中」の場合には、必ずしも「重要と認められる」とは限らないことから、適用状況の評価対象として選定するかどうかを個別に判断することが考えられる。

意思決定関連性

高 中 低	適用状況の評価対象としない	適用状況の評価対象として選定するか個別に判断	適用状況の評価対象とする
	適用状況の評価対象としない	適用状況の評価対象としない	適用状況の評価対象として選定するか個別に判断
	適用状況の評価対象としない	適用状況の評価対象としない	適用状況の評価対象としない
	低	中	高
	広範さ		

会計基準等の種類による位置付けの違い

新規の会計基準等の開発

8. 適正手続規則では、企業会計基準は「会計処理及び開示の基本となるルール」とされている。このため、企業会計基準は「広範さ」が「高」と評価される可能性があると考えられ

る。したがって、新規の企業会計基準については「広範さ」と「意思決定関連性」について詳細に検討することが考えられる。

9. また、適正手続規則では、企業会計基準適用指針は「企業会計基準の解釈や基準を実務に適用するときの指針」とされている。このため、原則として企業会計基準とセットで検討することが考えられる。
10. これに対して、実務対応報告は「企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いなど」を定めることとされている。このため、実務対応報告はより狭い範囲を対象として実務上の取扱いを定めていることから「広範さ」が「高」と評価される可能性は相対的に低いと考えられる。したがって、新規の実務対応報告については原則として「広範さ」が「高」ではないことを前提として概要をレビューし、企業会計基準と同様の水準で詳細に検討すべきものがあるか検討を行うことが考えられる。

既存の会計基準等の改正

11. 既存の企業会計基準等の改正については、新規の企業会計基準等の開発と同様の水準の改正もあれば、限定的な改正もあると考えられる。
12. このため、既存の企業会計基準等の改正については、まず概要をレビューすることによって、新規の企業会計基準等の開発と同様の水準かどうか判定することが考えられる。当該判定により新規の企業会計基準等の開発と同様の水準と考えられる改正については、「広範さ」と「意思決定関連性」について詳細に検討を行うことが考えられる。

(ASBJ 事務局の提案)

13. 本資料第4項から前項のASBJ事務局の分析を踏まえ、次の方針で評価対象を選定することが考えられるがどうか。
 - (1) 適用状況の評価対象の検討においては、「広範さ」と「意思決定関連性」を相対的に3段階（高・中・低）で評価を行う。その結果、いずれも「高」と評価されるものを適用状況の評価対象として選定する。また、いずれかが「高」でもう一方が「中」の場合には、適用状況の評価対象として選定するかどうか個別に判断する。
 - (2) 新規の企業会計基準の開発については「広範さ」と「意思決定関連性」について詳細に検討する。また、企業会計基準適用指針は、原則として企業会計基準とセットで検討する。

- (3) 新規の実務対応報告の開発については原則として「広範さ」が「高」ではないことを前提として概要をレビューし、企業会計基準と同様の水準で詳細に検討すべきものがあるか検討を行う。
- (4) 既存の会計基準の改正については、新規の企業会計基準等の開発と同様の水準かどうか判定し、新規の企業会計基準等の開発と同様の水準と考えられる改正については、「広範さ」と「意思決定関連性」について詳細に検討を行う。

評価対象とする企業会計基準等の選定

(ASBJ 事務局の分析)

- 14. 以下では、前項に記載した選定方針案に従った場合における評価対象とする企業会計基準等の選定を検討する。
- 15. 当委員会は、2016 年 8 月に当委員会が公表した中期運営方針を受けて意見募集を行い、意見募集の結果を踏まえて検討した結果、開示に関する適用後レビューに関する実施計画を策定した。当該適用後レビューに関しては、実施した状況を取りまとめ、2025 年 3 月に「開示に関する適用後レビューの報告」を公表した。
- 16. 前項の適用後レビューの実実施計画を策定する際には、2017 年 12 月 31 日までに公表した会計基準等が検討の対象とされた。このため、今回の適用後レビュー（適用状況の評価）においては、2018 年 1 月 1 日以降に公表したものをまず抽出し、さらに適正手続規則第 27 条第 2 項②に基づき、適用後 2 年経過したものを抽出することが考えられる。
- 17. 前項の方針に従い、まず新規の企業会計基準について検討を行うため、2018 年 1 月 1 日以降に公表し適用後 2 年経過した新規の企業会計基準を抽出し、別紙 1 において「広範さ」と「意思決定関連性」に関する評価を行った。その結果、本資料第 13 項の ASBJ 事務局提案に沿って「広範さ」と「意思決定関連性」のいずれも「高」と評価されたもの、又はいずれかが「高」でもう一方が「中」と評価されたものは、次のとおりである。
 - (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」等（以下「収益認識会計基準」という。）
 - (2) 企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（以下「会計上の見積り開示基準」という。）
- 18. 前項(1)の収益認識会計基準については、「広範さ」と「意思決定関連性」のいずれも「高」と評価されたため、適用状況の評価対象として選定することが考えられる。一方、前項

(2) の会計上の見積り開示基準については、「広範さ」は「高」、「意思決定関連性」は「中」と評価されたが、開示に限定した内容であることも踏まえて、適用状況の評価対象として選定しないことが考えられる。

19. 次に実務対応報告について、2018 年 1 月 1 日以降に公表し適用後 2 年経過した新規の実務対応報告を抽出し、別紙 2 においてその概要を把握した。ここで、原則として「広範さ」が「高」ではないことを前提として当該概要をレビューし、新規の企業会計基準の開発と同様の水準で詳細に検討すべきものがあるか検討を行った結果、詳細に検討すべきと考えられるものは見受けられなかった。
20. さらに企業会計基準等の改正について、2018 年 1 月 1 日以降に改正し適用後 2 年経過した企業会計基準等（別紙 1 及び別紙 2 に記載したものに伴う改正を除く）を抽出し、別紙 3 においてその概要を把握した。当該概要をレビューし、新規の企業会計基準等の開発と同様の水準かどうか判定を行った結果、いずれも限定的な改正であり、新規の企業会計基準等の開発と同様の水準のものは見受けられなかった。

(ASBJ 事務局の提案)

21. 本資料第 14 項から前項の ASBJ 事務局の分析を踏まえ、適正手続規則の第 27 条第 1 項②に定められている適用状況の評価対象として、収益認識会計基準を選定することが考えられるかどうか。

評価対象として選定された企業会計基準等の適用状況における評価項目と評価プロセス

(適用状況の評価項目)

ASBJ 事務局の分析

適用後レビューの目的の確認

22. 本資料第 3 項に記載のとおり、適正手続規則第 26 条では、適用後レビューは、「投資家、財務諸表作成者及び監査人に与えた影響を評価する」ことを目的として実施することとされている。当該記載は、適正手続規則の策定時（2013 年 6 月）に IFRS 財団が公表している「デュー・プロセス・ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を参考にし、て定められたものと考えられる。
23. その後、IFRS 財団はハンドブックの改訂を行っており、直近では 2026 年 4 月に改訂がなされた。その際、適用後レビューの目的について明確化するように、次のとおり下線部を追加するように見直された（ハンドブック 6.52 項）。

The objective of a post-implementation review is to assess whether the effects of applying the requirements of a new Standard or major amendment to a Standard on users of general purpose financial reports, preparers, auditors and securities regulators are as intended when the new requirements were developed.

24. 2026 年 4 月のハンドブックの改訂を適正手続規則にどのように取り入れるべきかに関する議論はまだ行われていないが、前項の下線部は適用後レビューを実施する目的として適切と考えられることから、今回の適用後レビュー（適用状況の評価）においても、この内容を実質的に取り入れたところで実施することが考えられる。

具体的な評価方法の検討

25. 適正手続規則は、投資家、財務諸表作成者及び監査人に与えた影響の評価方法を詳細に定めていないため、ここで評価方法について検討を行う。
26. 一般的に、会計基準は、概念フレームワークに沿って財務諸表の有用性の向上などを意図して開発される。この点、日本基準では会計基準として正式に位置付けられた概念フレームワークは存在していないものの、これまで討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下「討議資料」という。）を参考として日本基準の開発が進められてきたと考えられる。
27. このため、今回の適用後レビュー（適用状況の評価）においても、討議資料を参考として評価方法を定めることが考えられる。その際、討議資料で想定されている投資家、財務諸表作成者及び監査人の役割に応じて、当事者ごとに主たる評価の観点を設定することが考えられる。
28. まず財務諸表利用者の役割は、開示された情報を利用して、自己の責任で将来の企業成果を予想し、現在の企業価値を評価することとされている（討議資料第 1 章第 7 項）。当該役割を踏まえると、財務諸表利用者については、企業会計基準等の適用によってもたらされる会計情報が、財務諸表利用者にとって「意思決定との関連性」及び「比較可能性」を有しているかどうかを主たる評価の観点として設定することが考えられる。
29. 次に財務諸表作成者の役割については、財務諸表利用者がその役割を果たすのに必要な情報を開示することが期待され、財務諸表作成者が負うべき責任は基本的には事実の開示であるとされている（討議資料第 1 章第 8 項）。当該役割を踏まえると、財務諸表作成者については、企業会計基準等の適用によってもたらされる会計情報が、財務諸表作成者にとって「表現の忠実性」を有しているかどうかを主たる評価の観点として設定することが考えられる。

30. さらに監査人の役割については、一般に公正妥当と認められた会計基準への準拠性について、一般に公正妥当と認められた監査基準に従って監査することとされている（討議資料第1章第9項）。当該役割を踏まえると、監査人については、企業会計基準等の適用によってもたらされる会計情報が、監査人にとって「検証可能性」を有しているかどうかを主たる評価の観点として設定することが考えられる。
31. 加えて、企業会計基準等が遵守されることにより、財務諸表作成者は、財務諸表利用者の情報要求を個別に確かめるためのコストを削減できるという点で便益を享受し、監査人は、監査上の判断の基礎が提供されるという点で便益を享受するとされている（討議資料第1章第10項）。このため、財務諸表作成者及び監査人にとって、企業会計基準等を適用することによる便益がそれに伴うコストを上回っているかどうかを主たる評価の観点として設定することが考えられる。

ASBJ 事務局の提案

32. 本資料第22項から前項のASBJ事務局の分析を踏まえ、企業会計基準等の適用状況の評価について、各当事者の属性ごとに次の観点から評価を行うことが考えられるがどうか。

属性	主たる評価軸	具体的な評価項目
財務諸表利用者	意思決定との関連性 比較可能性	- 企業会計基準等の開発時に想定したとおり、財務諸表の分析により有用な情報が提供されているか - 企業会計基準等の開発時に想定したとおり、同業他社との比較可能性が向上しているか
財務諸表作成者	表現の忠実性 コストと便益	- 企業会計基準等の開発時に想定したとおり、企業の実態をより忠実に表現しているか - 解釈にばらつきが生じていることによって、支障が生じているか - 財務諸表の作成において、企業会計基準等の開発時に想定されていた以上のコストが発生しているか
監査人	検証可能性 コストと便益	- 企業会計基準等の開発時に想定したとおり、監査の実施において検証可能性が確保されているか - 解釈にばらつきが生じていることによって、支障が生じているか - 監査の実施において、企業会計基準等の開発時に想定されていた以上のコストが発生しているか

(適用状況の評価プロセス)

ASBJ 事務局の分析

33. ここでは、適用状況の評価プロセスについて検討を行う。
34. 国際会計基準審議会（IASB）が適用後レビューを行う際、一般的に次のようにフェーズを分けて進めている。

第一フェーズ：IASB は、IFRS 会計基準に関係する団体及び関心のある利害関係者（委員会、IASB の諮問グループを含む）の幅広いネットワークを活用して、検討すべき事項を識別する。

第二フェーズ：IASB は、公開協議から受けたコメントを追加的な分析及び協議から収集した情報とともに検討する。

35. 前項に記載した IASB の評価プロセスは、全世界で適用されている会計基準に関する適用後レビューとして、効率的かつ効果的に実施することを意図しているように見受けられる。一方、我が国の状況に照らすと、我が国における企業会計基準等の適用状況に関する情報は日常的に収集されていることから、公開協議を行う前の段階で一定程度のたたき台を ASBJ 事務局が作成することは可能と考えられる。このようにたたき台を用意することによって、より効率的かつ効果的に実施することができると考えられる。
36. この場合、IASB の第一フェーズについては、たたき台に基づいて企業会計基準諮問会議のメンバー及び関連諸団体等から意見を聴取することによって実施することが考えられる。
37. また、IASB の第二フェーズについては、オープン・クエスチョンとして公開協議を行うのではなく、前項の意見聴取の結果を ASBJ 事務局が取りまとめ、追加的な意見がないかの確認を行うことを目的として広く利害関係者に対して情報要請を行うことが考えられる。

ASBJ 事務局の提案

38. 本資料第 33 項から前項の ASBJ 事務局の分析を踏まえ、次のとおり評価プロセスを進めることが考えられるがどうか。
- (1) これまでに当委員会が収集してきた情報に基づいて、ASBJ 事務局が収益認識会計基準の適用による影響の調査報告書のたたき台を作成し、当該たたき台を基に企業会計基準諮問会議のメンバー及び関連諸団体等から意見を聴取する。
- (2) 上記(1)の意見聴取の結果を取りまとめ、収益認識会計基準の適用による影響調査に追加的な意見がないかの確認を行うことを目的として、広く利害関係者に対して情報要請を行う。

ディスカッション・ポイント

1. 評価対象の選定方針に関する事務局提案（本資料第 13 項）についてご意見を頂きたい。
2. 評価対象として収益認識会計基準を選定すること（本資料第 21 項）についてご意見を頂きたい。
3. 評価対象として選定された企業会計基準等の適用状況の評価項目（本資料第 32 項）についてご意見を頂きたい。
4. 評価対象として選定された企業会計基準等の適用状況の評価プロセス（本資料第 38 項）についてご意見を頂きたい。

以 上

別紙 1 「2018 年 1 月 1 日以降に公表し適用開始後 2 年経過した新規の企業会計基準」

公表日	会計基準の名称	概要及び適用日	評価	広範さ	意思決定 関連性
2018/3/30	企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」等	【概要】国際的な会計基準との整合性の観点から、IFRS 第 15 号との整合性を踏まえた我が国における収益認識に関する包括的な会計基準として新たに開発したものである。 【適用日】2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用	ほぼすべての企業に関連するという観点から、広範な影響を及ぼす程度は高いと考えられる。このため、広範さは「高」とした。 また、収益認識に関する基本的な原則、表示及び注記事項を定めるものであり、企業の本業に関する経営成績の根幹に関わるものであることから、意思決定関連性については「高」とした。	高	高
2019/7/4	企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」等	【概要】国際的な会計基準との整合性の観点から、金融商品等に関する時価の算定について定めることを目的としている。 【適用日】2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用	多くの企業に関連するが、保有する資産・負債によって当該基準が影響する度合いが異なるため、必ずしも広範な影響を及ぼす程度が高いとは言えないと考えられる。このため、広範さは「中」とした。 また、当該基準は時価の算定方法に関する詳細なガイダンスを提供するものであるため、時価の算定に関する考え方の整理及び時価算定における実務の整合性が改善する内容であるものの、意思決定関連性に重要な影響を及ぼすとは	中	低

公表日	会計基準の名称	概要及び適用日	評価	広範さ	意思決定 関連性
			言えないと考えられる。このため、意思決定関連性は「低」とした。		
2020/3/31	企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」	【概要】国際的な会計基準との整合性の観点から、見積りの不確実性の発生要因に係る注記情報の充実を含む会計上の見積りの開示について定めることを目的としている。 【適用日】2021 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用	多くの企業に関連するという観点から、広範な影響を及ぼす程度は高いと考えられる。このため、広範さは「高」とした。 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資する情報を開示するものであることから、意思決定関連性に一定程度の影響を及ぼす可能性があると考えられる。このため、意思決定関連性は「中」とした。	高	中
2024/3/22	企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」等	【概要】金融商品取引法における四半期報告制度の見直しに伴い、改正後の金融商品取引法の半期報告書に含まれる中間財務諸表に関する会計基準として開発したものである。 【適用日】「金融商品取引法等	金融商品取引法により中間財務諸表の作成が求められる企業に関連するという観点から、広範な影響を及ぼす程度は高いと考えられる。このため、広範さは「高」とした。 一方、法令改正に対応したものであり、四半期会計基準の定めを踏襲したものがほとんどであり、必要に応じて経過措置を設けていることから、意思決定関連性に重要な影響を及ぼすとは	高	低

公表日	会計基準の名称	概要及び適用日	評価	広範さ	意思決定 関連性
		の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 79 号) の附則第 3 条に基づき、同法により改正された金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項の規定による半期報告書の提出が求められる最初の中間会計期間から適用 (半期報告制度は、2024 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度 (または四半期会計期間) から適用)	言えないと考えられる。このため、意思決定関連性は「低」とした。		

別紙 2 「2018 年 1 月 1 日以降に公表し適用後 2 年経過した新規の実務対応報告」

公表日	実務対応報告の名称	概要
2018/1/12	実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等	企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引について、必要と考えられる会計処理及び開示を明らかにすることを目的としている。
2018/3/13	実務対応報告第 37 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い」	平成 29 年 3 月 29 日に公表した実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」における適用時期に関する当面の取扱いを示すことを目的としている。
2018/3/14	実務対応報告第 38 号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」	平成 28 年に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 62 号)により、「資金決済に関する法律」(平成 21 年法律第 59 号)が改正され、暗号資産が定義された上で、暗号資産交換業者に対して登録制が導入された。本実務対応報告は、暗号資産の会計処理及び開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的としている。
2020/9/29	実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」	ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) の公表が 2021 年 12 月末をもって恒久的に停止され、LIBOR を参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっている状況において、LIBOR を参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにすることを目的としている。
2021/1/28	実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等	2019 年 12 月に成立した「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)により、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)第 202 条の 2 において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が、取締役等の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないことが新たに定められた。本実務対応報告は、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しない株式の発行等

公表日	実務対応報告の名称	概要
		をする場合における会計処理及び開示を明らかにすることを目的としている。
2021/8/12	実務対応報告第 42 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」	グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的としている。
2022/8/26	実務対応報告第 43 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」	「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 1 条第 4 項第 17 号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示に関する取扱いを明らかにすることを目的としている。
2023/3/31	実務対応報告第 44 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」	グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱いを示すことを目的としている。
2023/11/17	実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等	「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条第 5 項に規定される電子決済手段のうち特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的としている。
2024/3/22	実務対応報告第 46 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税及び地方法人税の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的としている。

別紙 3「2018 年 1 月 1 日以降に改正し適用後 2 年経過した企業会計基準等（別紙 1 及び別紙 2 に記載したものに伴う改正を除く）」

公表日	企業会計基準等の名称	概要	新規の企業会計基準等の 開発と同様の水準か
2018/2/16	企業会計基準第 28 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等	繰延税金資産及び繰延税金負債を固定区分に表示することとし、併せて評価性引当額の内訳や繰越欠損金の繰越期限等の注記を求めるよう改正を行った。	開示に係る限定的な改正であり、新規の企業会計基準等と同様の水準にはあたらない。
2018/9/14	実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等	2018 年改正は、在外子会社等において資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整を連結決算手続上の修正項目として追加する改正を行ったものである。	特定の開示方法を選択した場合における限定的な改正であり、新規の企業会計基準等と同様の水準にはあたらない。
2019/1/16	企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」等	2019 年改正は、企業結合の条件付取得対価について、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付される又は引き渡されるもののみでなく返還されるものも含まれる旨、及び将来の業績に依存する条件付取得対価について対価が返還される場合の会計処理を明確にする改正を行ったものである。	条件付取得対価に関する特定の状況を取り扱った限定的な改正であり、新規の企業会計基準等と同様の水準にはあたらない。
2019/6/28	実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」	2019 年改正は、IFRS 第 16 号「リース」等を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討を行った結果、新たな修正項目の追加は行わないこととする旨を記載する改正を行ったものである。	個別の IFRS 会計基準書の公表に対応した限定的な改正であり、新規の企業会計基準等と同様の水準にはあたらない。

公表日	企業会計基準等の名称	概要	新規の企業会計基準等の 開発と同様の水準か
2020/3/31	企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」	2020 年改正は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実を図るために、また、未適用の会計基準等に関する注記に関する定めを明確にするために、所要の改正を行ったものである。	注記情報の充実及び明確化を図るための限定的な改正であり、新規の企業会計基準等と同様の水準にはあたらない。
2021/6/17	企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」	2021 年改正は、2019 年の適用指針公表時に継続検討事項となっていた、投資信託の時価の算定、及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いについて改正を行ったものである。	投資信託の時価の算定や組合等への出資時の時価注記に係る限定的な改正であり、新規の企業会計基準等と同様の水準にはあたらない。
2022/10/28	企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等	2022 年改正は、評価差額等や株主資本に対して課される法人税、住民税及び事業税等も含めて、所得に対する法人税、住民税及び事業税等の計上区分についての見直しを行うために所要の改正を行ったものである。	評価差額等や株主資本に対して課される税金に係る限定的な改正であり、新規の企業会計基準等と同様の水準にはあたらない。
2024/3/22	企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」等	2024 年改正は、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当し子会社株式に該当しなくなった場合（いわゆるパーシャル・スピノフ）の取扱いにつき、所要の改正を行ったものである。	特定の取引に係る限定的な改正であり、新規の企業会計基準等と同様の水準にはあたらない。